

平成26年度 文部科学省委託
総合的な教師力向上のための調査研究事業

特別な支援を必要とする 児童生徒への指導法の検討

ー各学科・課程からのアプローチー

平成27年3月

熊本大学教育学部

はじめに

本研究は、次の問題意識から出発している。

教育現場において、特別支援教育の重要性は大きく、特別支援教育機関のみならず、通常学級における特別支援を要する児童・生徒の生きて働く力をどう育成するかは大きな課題である。そこで、教員養成学部である教育学部カリキュラムにおいても、教科教育担当者が担当する教職科目において、各教科における特別支援を必要とする児童・生徒に向けての実践課題を明らかにし、授業者としての専門的力量形成を図ることは喫緊の課題である。

各種機関の調査より、不登校児童・生徒の中に、特別な支援を要する者が多く含まれているとされている。熊本大学教育学部では、平成 17・18 年度において大学・大学院における教員養成推進プログラム（教員養成 GP）として、「不登校の改善・解決に資する教育力の養成」に取り組み、多くの成果を上げた。平成 19 年度以降も開発したカリキュラムを学部・大学院の講義に活かすと共に、熊本市、山鹿市、菊池市、水俣市の適応指導教室（不登校支援のための教育活動）において、支援活動を継続して行い、学部・大学院カリキュラムと一体となった不登校支援活動を実施している。

一方、本学部の教科教育担当者たちは、平成 22 年度より熊本県教育委員会後援、熊本市教育委員会共催による「学習指導要領シンポジウム 論理的思考力・表現力育成のためのカリキュラム開発」について共同で実践研究を開始している。14 の教科が参加すると共に、教科間連携、各附属学校園の連携研究を推進している。例えば、国語科教育は熊本大学教育学部附属特別支援教育と共に論理的コミュニケーション能力育成に取り組んできた。本シンポジウムを契機に、熊本大学教育学部の教員と熊本市教育センターとの連携も推進され、共同で研究・実践にあたっている。さらに、国語科教育では熊本市教育センターとの連携をはじめ、熊本市・熊本県の小学校および教師と連携し、コミュニケーション能力育成をはじめとした国語科教育の実践・研究を共同で推進している。他教科においても、教科の特性や状況に応じて、同様の取り組みを行っている。

各教科において、臨床的研究を通して特別支援教育を要する通常学級に在籍する児童・生徒に対する教科教育の理論整備を行い、教育学部の教職のカリキュラムに生かすことが目的である。

例えば、国語科教育では、これまでいかにうまく話することができるかという学力育成の観点からコミュニケーション能力育成が図られてきた。これに対して、特別支援教育の視点を導入した「自己効力感」に着眼した「いかにできるか」という自己のコミュニケーションに対する自信を深める視点からの研究を行うことによって、国語科教育のコミュニケーション能力育成に新たな視点を導入することが可能となる。一方、ものづくり教室（活動）においては、製作品を作ることを通して、児童・生徒の情緒の安定やストレス等に対応していくコーピングスキルを育成する取組を行ってきた。その中で、特別な支援を要する児童・生徒に対する題材の選定、指導の仕方、留意点などの教育的資産の蓄積を行ってきた。

これらのことを教員養成学部である教育学部の各学科の教科教育の講義で開発したカリキュラムを提供することにより、授業者としての専門的力量形成を高め、新たな可能性を

拓くことになる。

こうした課題のもと、目的を設定して行ってきた成果を本報告書にまとめさせていただいた。まだまだ解明しなければならないことも多く残っており、本課題の重要性と共に、さらに、それぞれの専門を生かしながら、将来教師になる学生たちが特別支援の視点をもってそれぞれの領域、分野で専門的力量形成を図ることができるような営みを教育学部において行っていきたいと考えている。

(河野順子)

目 次

I 研究題目・目的	1
II 研究組織	1
III 研修内容	
1. 特別支援教育の背景：インクルーシブ教育について	2
2. 教科教育と特別支援教育のコラボレーションー音楽科を事例としてー	10
3. 発達障害の人たちに対する学習指導のポイント ー彼らとの人間関係を構築するためのヒントー	20
4. 藤園中「学びの教室」の紹介 ー1年生学年集会での資料を利用してー	30
5. 理科教育に特別支援の視点を導入した教育学部カリキュラムの創造に向けて ー間々田和彦氏の「天体の大きさを実感しよう」からの学びー	42
IV 講義用テキスト・資料	
1. 〈自己効力感〉に着眼したコミュニケーション能力育成に関する一考察	53
2. 社会科の授業作りをユニバーサルデザインの視点から考える	63
3. 教職実践演習（数学・理科グループ） 現場体験（科学体験活動）の手引き ...	69
4. 音楽を分かりやすく指導しよう	77
5. 特別な支援を考慮した指導方法（図画工作・美術教育）	83
6. 体育・保健体育授業における特別な支援を必要とする児童生徒の指導について	90
7. 技術教育における特別な教育支援を必要とする児童生徒の指導	96
8. フレンドリー体験活動（熊本市適応指導教室）における家庭科実習指導について ー大学生ボランティア（支援員）用指導資料 ー	104
9. 中学校英語科における特別支援教育の実例	107
10. 養護教諭養成教育における特別支援教育 ー養護専門科目「養護概論」等の取り組みの概要ー	112
V 発達障害関係 書籍リスト	118

I 研究題目・目的

教員養成学部である教育学部において、各教科における特別支援を必要とする児童・生徒に向けての実践課題を明らかにし、教科教育担当者が担当する教職科目カリキュラの開発を行う。

II 研究組織

代表者	谷口 功	熊本大学・学長
事業実施責任者	登田 龍彦	教育学部・学部長
事務連絡担当者	森田 寿裕	教育学部事務ユニット・総務担当係長

1) 実施体制		
所属部署・職名	氏 名	役割分担
熊本県立教育センター・所長	太田 恭司	カリキュラムの検討委員
熊本市教育センター・所長	濱平 清志	カリキュラムの検討委員
熊本大学・教授（熊本大学教育学部附属特別支援学校校長）	高原 朗子	特別支援教育の立場からの助言・協力
熊本大学・教授（熊本大学教育学部附属小学校校長）	河野 順子	国語科教育のカリキュラム検討チーフ
熊本大学・准教授	藤瀬 泰司	社会科教育のカリキュラム検討チーフ
熊本大学・准教授	渡邊 重義	理科教育のカリキュラム検討チーフ
熊本大学・准教授	山崎 浩隆	音楽科教育のカリキュラム検討チーフ
熊本大学・准教授	松永 拓己	美術科教育のカリキュラム検討チーフ
熊本大学・教授	坂下 玲子	保健・体育科教育のカリキュラム検討チーフ
熊本大学・教授	田口 浩継	技術科教育のカリキュラム検討チーフ
熊本大学・教授	宮瀬美津子	家庭科教育のカリキュラム検討チーフ
熊本大学・教授	島谷 浩	英語科教育のカリキュラム検討チーフ
熊本大学・教授	古田 弘子	特別支援教育のカリキュラム検討チーフ
熊本大学・教授	松田 芳子	養護教育のカリキュラム検討チーフ

Ⅲ 研修内容

総合的な教師力向上のための調査研究事業
「教科教育に特別支援の視点を導入した教育学部カリキュラムの創造」平成26年7月30日12:50-13:50

特別支援教育の背景：
インクルーシブ教育について



古田弘子（特別支援教育）

内容

1. これまでの特殊教育
2. 特別支援教育の背景
 - (1) インクルーシブ教育について
 - (2) 特別支援教育の制度と現状
- 3 教科教育への特別支援の視点導入に向けて

1. これまでの特殊教育

まずは、歴史クイズからいきましよう。



全般編

1. 世界で最初の障害児教育は、16世紀にスペインの僧侶により行われたとされる。それは知的障害児を対象とする教育だった。(☐ or ☒)
2. 江戸時代、庶民の教育の場は寺子屋であった。寺子屋では障害のある子どもの受け入れは行われなかった。(☐ or ☒)
3. 日本で最初の障害児教育は、1878（明治11）年に古河太四郎により開設された「京都盲哑院」とされる。(☐ or ☒)
4. ①1948（昭和23）年に ②1979（昭和54）年に
 - ・盲学校及び聾学校の義務制実施。(☐ or ☒)
 - ・養護学校（知的障害・病弱・肢体不自由）義務制実施。(☐ or ☒)

これまでの特殊教育：歴史クイズ（熊本編）

1. 江戸時代、布田保之介は、通潤橋建設にあたって、知的障害者等を雇用した。（出所：熊本県障害者雇用促進協会 熊本雇用の広場、2005）
2. 明治40年代から大正初期に、荒木善次は熊本市立山崎尋常小学校「低能児学級」において、知的障害児の教育にあたった。

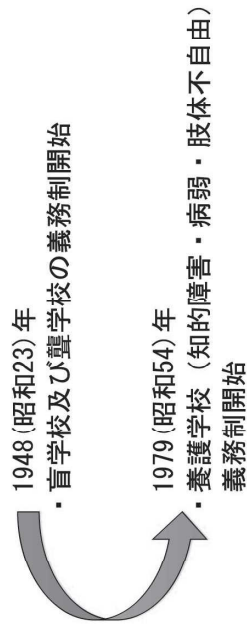


出所：低能児教育の実態（1935）. 文川堂書房

特殊教育の特質をまとめると、

- 特殊な（障害のある）子どもに
- 特殊な場で
- （障害種別の）専門の教育を提供

改めて確認：制度化が遅れた特殊教育 （障害者教育）



2. 特別支援教育の背景 （1）インクルーシブ教育について

インクルーシブ教育とは何か？

- 国際的思潮
 - 具体的なある状態を目標とするものではない
- インクルーシブ教育をめざす過程は各国・地域で異なる。

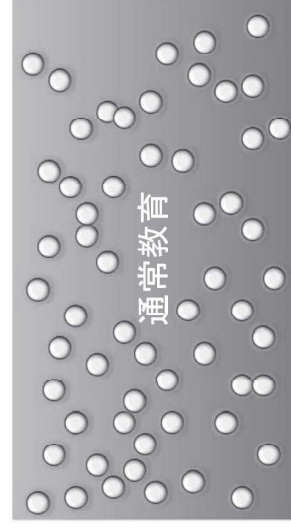
たとえばインドの場合

インクルーシブ教育＝

未就学の障害児の就学促進事業

(障害児の多くが未就学という現状)

従来の通常教育と特殊教育



古田作成

インクルーシブ教育の発展経緯

- 1978年 ウォーノック報告（イギリス）
 - ・「特別な教育的ニーズ」という概念を提起
 - ・その総数は児童生徒の20%と主張



- 1994年 ユネスコ サラマンカ（スペイン）会議
「サラマンカ声明と行動大綱」

健全児と障害児という二分法を廃し、
多様な、特別な教育的ニーズを有する子どもを対象

10

二元論から一元論でのとらえ方
への転換

・・・障害児と「健全児」を最初から分け
て考えるのではなく、もともと多様な
子どもが同じ学びの場にいるという
考え方

インクルーシブ教育



古田作成

インクルーシブ教育の原理 (サラマンカ声明より)

学校は、子どもたちの身体的、知的、社会的、情緒的、言語的その他の条件にかかわらず、すべての子どもに教育を提供する。→**教育普及**

この中には、障害がある子ども、天才児、ストリートチルドレン、児童労働に従事する子ども、僻地や遊牧民の子ども、社会的に不利な地域や集団の子どもを含む。(古田仮訳)

→**障害児以外をも対象**

2. インクルーシブ教育の定義

(ユネスコ、2003年政策文書より)

①インクルーシブ教育は、学習、文化、地域社会への参加を促進し、教育からの排除をなくすことにより、すべての学習者の多様なニーズに対応することに向かう過程(プロセス)である。

→**インクルーシブ教育の完成形はない**

②インクルーシブ教育は、教師と学習者の双方向が多様性を心地よく感じ、多様性を問題として見るのではなく、学習の場に挑戦と豊かさをもちこむものとすべきです。(古田仮訳)

→**学校内の多様性に価値付け**

2. 特別支援教育の背景

(2) 特別支援教育の制度と現状

特別支援教育(2007年開始)
＝日本版インクルーシブ教育

特殊教育の特徴：

- 各障害種別の専門の学校・学級・教室で
- 特殊教育担当教員が一人で担当

特殊教育から特別支援教育へ

↑ 通常の学校・学級へ拡大

↑ 発達障害のある子どもにまで拡大
+ 教育的ニーズのある子ども

↑ 一人一人の教育的ニーズへの対応

↑ 組織的対応(校内支援・特別支援
コーディネーター)

教員養成の変化はどうだったか

↑ 2007年に、特別支援教育教員養成
には激変ともいえる変化

・しかし、2007年改革をふりかえると、、、
特別支援教育の教員養成の改革にとどまっ
ていた

特殊教育 から 特別支援教育 へ

「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」
(密申) (平成17年12月)

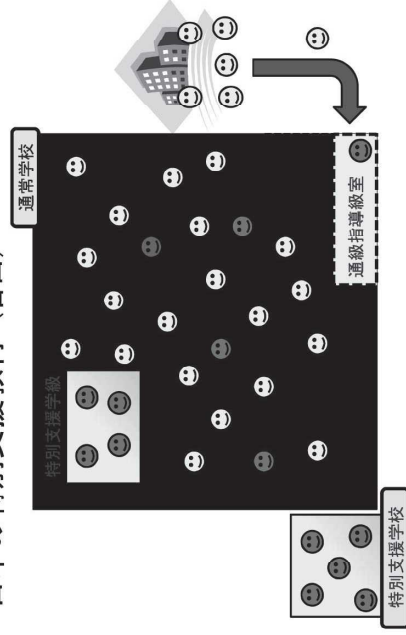
・平成18年度まで 平成19年度から
盲・聾・養護学校 → 特別支援学校
視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱
→ 特別支援学級
知的障害 肢体不自由 身体虚弱
難聴 自閉症・情緒障害 言語
→ 名称変更無し
言語 自閉症 情緒障害 弱視 難聴
学習障害 ADHD 肢体不自由 病弱・身体虚弱
→ 通常学級へ拡大

特殊学級

通級指導教室



日本の特別支援教育 (古田)



2012年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会
「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」

背景:

国連「障害者権利条約」の批准(2014年1月批准)に向け、インクルーシブ教育システムの理念を打ち出す必要

- インクルーシブ教育システムについて(報告)より

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。

障害者権利条約で禁止する、
障害に基づく差別

- 直接的差別
- 合理的配慮の否定
例:過度の負担ではないにもかかわらず、段差がある場所にスロープを設置しないなど、「障害者の権利の確保のために必要で適当な調整等」を行わないこと
(外務省ホームページ:障害当事者の声が実を結ぶとき～障害者権利条約の締結)

関連する動き

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」公布 2013年6月
- 国によるデータベースの開設
<http://inclusive.nise.go.jp/>



インクルーシブ教育システム構築支援データベース

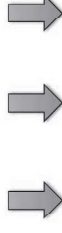
3 教科教育への特別支援の視点 導入に向けて

ちよつとした
ヒントになれば、



多様性に価値を見いだす

- 一斉指導で、平均的な子どもに焦点をあてた指導



多様な子どもがいること、多様な学び方があることを前提として指導

- 要支援児（障害、生活問題、被虐待、
渡日、ギフティッド）

- 多様性を良しとする学級の雰囲気づくり

学校方針確立と両親参加

- Whole School Approach
各学校でインクルーシブ教育方針
関係者すべてに周知
- 両親参加
両親は指導・支援する対象ではなく、子ども
の生育歴、教育的ニーズについての情報
提供者、パートナーとしてとらえる

具体的な指導技術の例

- ティームティーチングの再検討とさらなる活用
ヒント：米国でのコティーチング (Co-teaching)
【教科教育教員と特殊教育教員】
 - One teach, One observe
 - One teach, One drift
 - Station teaching
 - Parallel teaching
 - Alternative teaching

カリキュラムの「区別化」

- 区別化とは？ Differentiated Instruction
= 生徒の関心・特性に適合させたカリキュラムを提供すること
- 具体的には？
個々の生徒の達成度や態度、参加の状態により指示方略や教材や宿題を区別化する
 教師が普通行っていることである。

「区別化」について： 教科教育教員養成担当者へのご提案

- 各教科の授業で、
「この単元を教える場合に、
①理解の遅れがある生徒にはどんな課題を与えるか。
②既に十分理解している生徒には、どんな発展課題が考えられるか。」
という投げかけをする。

ご清聴ありがとうございました

文献

- Friend, M., & Cook, L. (2003) Interactions. Collaboration Skills for School Professionals. 4th edition. Allyn & Bacon, Boston.
- 古田弘子・野口豊彦・米田宏樹 (2010). アメリカ合衆国における通常教育のカリキュラム修正・モンタナ州の高校における区別化(Differentiated Instruction)とコーディネーティングの実践。熊本大学教育学部紀要, 35, 人文科学, 25-35.
- 文部科学省初等中等教育文科学会(2012)共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告). http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/13211667.htm
- UNESCO (1994) The Salamanca Statement and Framework for Action on Special Needs Education.
- UNESCO (2003) Overcoming exclusion through inclusive approaches in education: a challenge & vision. Conceptual Paper.